

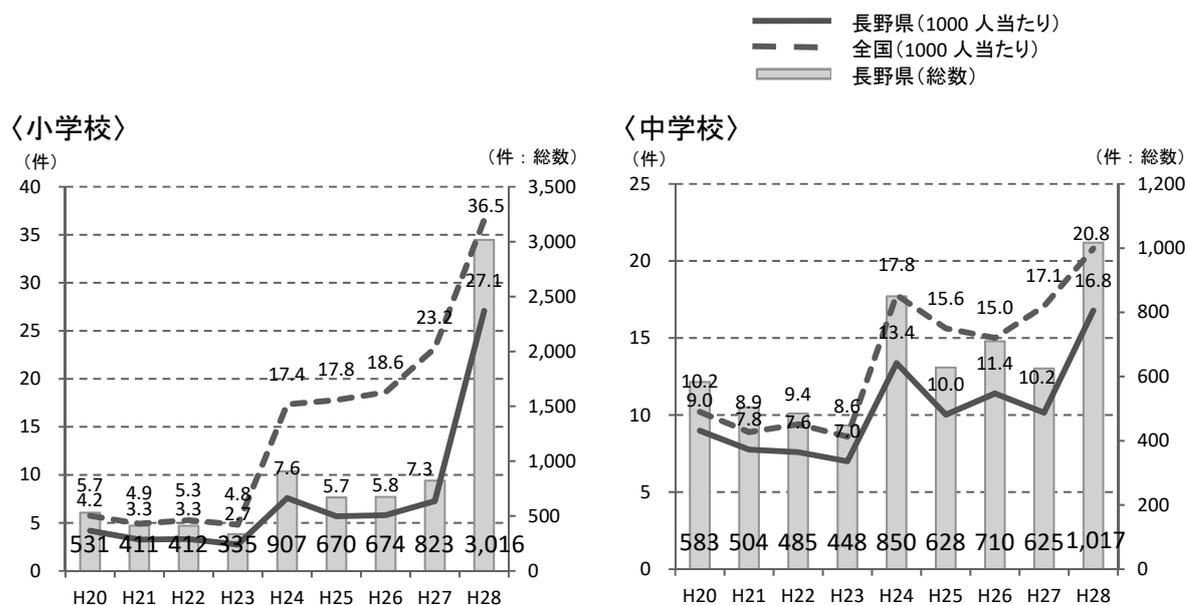
## 5 すべての子どもの学びを保障する支援

### (1) いじめ・不登校等悩みを抱える児童生徒の支援

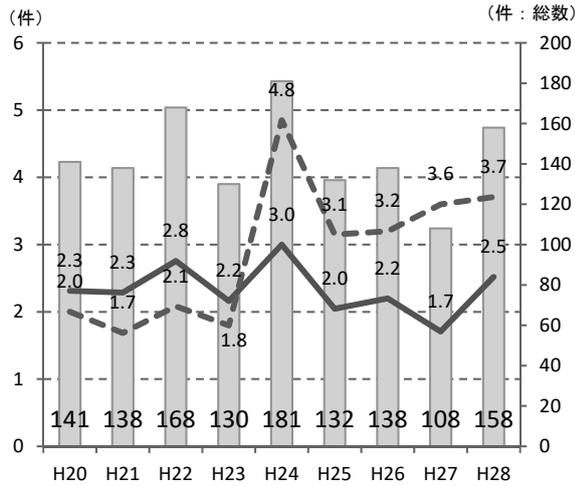
#### 現状と課題

- いじめを許さない学校とするためには、「いじめ防止対策推進法」、「長野県いじめ防止対策推進条例」や「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」に基づき、学校や保護者、地域の大人のみならず、子どもたちが主体的にいじめの問題に取り組むことが求められています。
- 不登校児童生徒への支援に関しては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に基づき、不登校未然防止のための魅力ある学校づくり及び、不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進が求められています。
- 各学校からの要請を受けて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが支援を行っていますが、相談・支援体制整備が不十分であり、予防的支援や早期発見、早期支援を行うことが難しい状況になっています。
- 小学生の不登校の要因では、家庭に係る状況の割合が高く、中学校では学力の不振に係る割合が高くなっています。また、高等学校では友人関係をめぐる問題の割合が高くなっています。このため、学校では、魅力ある学校づくりやわかりやすい授業に心がけるとともに、医療・雇用・福祉・保健等の関係機関と連携し、不登校児童生徒への支援に向けた取組を推進することが重要です。

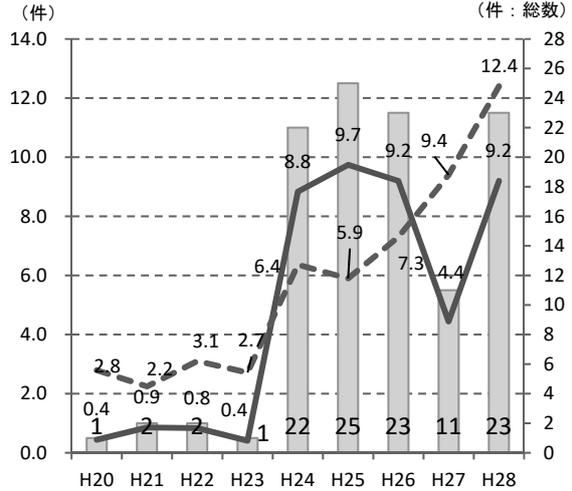
図5-(1)-① 児童生徒のいじめの状況（1,000人当たりの認知件数）（国公立）



〈高等学校〉



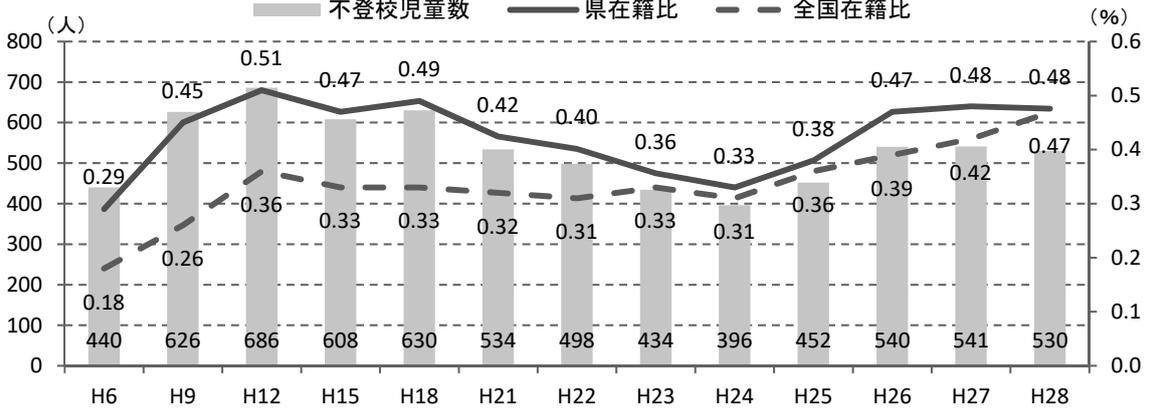
〈特別支援学校〉



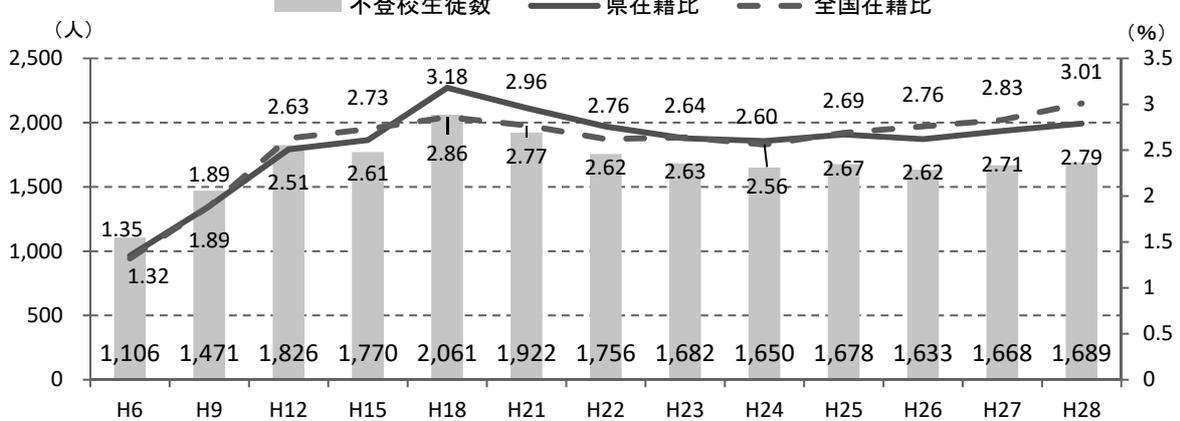
文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

図5-(1)-② 不登校児童数・在籍比 (国公立)

〈小学校〉



〈中学校〉



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

### 目指す成果

- ◆ 児童生徒の抱える「不安」や「悩み」を早期に発見できる体制が整備され、子どもたちが、安心して登校し、学校生活を送ることができるようにします。
- ◆ 学校・家庭・地域・関係機関が連携した支援体制が整備され、不登校児童生徒の社会的自立に向けた状況が改善されるようにします。

### 主な施策の展開

いじめ・不登校等悩みを抱える児童生徒を支援するために、次のような取組を進めます。

#### ① いじめを許さない学校づくりと不登校の未然防止

- 児童生徒自らが、いじめをなくすための取組について議論したり、インターネットの適正利用を考える機会を設定することにより、児童生徒の情報モラル教育を推進し、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるように支援します。
- いじめ等生徒指導上の問題で学校が対応に苦慮している事案に対して、医師・弁護士・心理士・福祉関係者など外部有識者からなる「学校支援チーム」を組織し、専門的な助言や問題解決に向けた支援を実施します。
- 考え議論する道徳への転換を図り、子どもたちがいじめを乗り越えていけるような集団づくりにつながる道徳教育を推進します。
- 子ども同士のコミュニケーション能力を育てる取組や、授業のユニバーサルデザイン化等の推進を通して、不登校未然防止のための魅力ある学校づくりを支援します。



いじめ防止子どもサミットでの  
グループ討議

#### ② いじめ・不登校児童生徒の相談・支援体制の充実

- 学校における不登校児童生徒の状況に応じた教員配置により、不登校など課題を抱える児童生徒に対する支援を行います。
- いじめや不登校などの悩みを抱える子どもや保護者に対して、各教育事務所に設置された生徒指導専門指導員、いじめ・不登校相談員、スクールソーシャルワーカー、指導主事等によるいじめ・不登校地域支援チームによる支援を充実させるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充するなど、学校や地域における支援体制の充実を図ります。
- 人権教育、情報モラル教育等を推進し、いじめの未然防止を図るとともに、心理専門相談員等による電話相談等の相談体制の充実によりいじめの早期発見、早期解消を図ります。

第5編 基本計画 第2 施策の展開 5 すべての子どもの学びを保障する支援

- 学校生活相談センターの機能を充実するため、SNSを活用した相談のあり方を調査・研究し、子どもの悩みを幅広く捉える体制を整備します。
- 多様なニーズを有する子どもたちの支援について経験や知識を有する者等の協力を得ながら、地域、NPO、行政、県民が一体となっていじめの問題について行動できる体制づくりを進め、いじめ問題の解決に取り組みます。
- 地域の課題に沿ったきめ細かな支援を行うため、支援に関わる関係者を対象とした研究協議等を行います。
- 不登校が長期化している児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実に取り組みます。
- 民間団体の自立支援メニューなどを活用して、より多様な手法による相談支援体制の充実を図ります。また、不登校児童生徒を支援している地域の民間団体との連携を強化します。
- 動物愛護センターでの動物介在活動、その活動に携わる人材の育成を通じて、不登校など困難を抱える子どもを支援する事業を全県へ展開します。



成果指標

成果指標項目	現 状	目 標	備 考
新たに不登校となった児童生徒在籍比（小・中学校合計）	0.59% (2016年度)	0.50% (2021年度)	心の支援課調べ

※ 目標の年次は、本計画の最終年度の実績を評価する2023年度に把握できるものとしています。

参考指標（施策実施にあたって参考とするエビデンス）

参考指標項目	現 状	分析の視点	備 考
学校と地域関係機関が連携したケース数	926件 (2016年度)	学校と地域関係機関の連携状況の把握	心の支援課調べ
いじめ認知件数	4,214件 (2016年度)	いじめを見逃さず、きめ細かく認知し、組織として対応できるようになったか把握	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
「指導の結果登校する又は登校できるようになった」児童生徒の割合	36.9% (2016年度)	適切な支援を受け、不登校の長期化を防いだ割合が増加すること	心の支援課調べ